

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第13回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年4月21日（木） 14:10～14:40

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

加藤 憲一、古賀 伸明、篠崎 悦子、菅 美千世、杉山 武彦、清野 幾久子、  
高橋 温、多賀谷 一照、田尻 嗣夫、永峰 好美、樋口 清秀 （以上11名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、  
徳光 歩（郵政行政部企画課調査官）、  
緒方 康裕（検査監理室長）、吉田 宏平（郵便課調査官）、  
牛山 智弘（国際企画室長）、田尻 信行（貯金保険課長）、  
井上 雅夫（信書便事業課長）、  
岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

(1)分科会長の選任及び分科会長代理の指名について

(2)報告事項

ア 日本郵政グループの被災状況と被災者に対する支援について

イ 平成23年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金を東日本大震災に係る被災者支援事業に配分することについて （非公開）

## 開 会

○岡田情報流通行政局総務課課長補佐 ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会第13回郵政行政分科会を開催いたします。

私は、情報流通行政局総務課の岡田と申します。

本日は、分科会にご所属の委員の皆様の互選により分科会長が選任されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの総会で委員の皆様のご紹介はいただきましたので、省略をさせていただきます。

本日は、委員11名中11名すべての方々にご出席をいただいておりますので、定数を満たしております。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、分科会長の選任をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第4項の規定により、分科会長は委員の互選により選任する旨を定めております。どのように取り計らいましょうか。

篠崎委員、お願いいたします。

○篠崎委員 篠崎でございます。この件に関しまして、推薦による方法で選任することを提案させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○篠崎委員 ありがとうございます。それでは、皆様それぞれご見識のある方ばかりでいらっしゃると思いますが、これまでこの郵政行政分科会で分科会長をお務めであり、また、ご経験も豊富で、郵政行政についても高いご見識をお持ちでいらっしゃる田尻東京国際大学学長が適任であると思います。私から、僭越でございますが、田尻委員をご推薦申し上げる次第でございます。

○岡田情報流通行政局総務課課長補佐 ただいま、篠崎委員から田尻委員を分科会長にとのご推薦がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岡田情報流通行政局総務課課長補佐 では、田尻委員を分科会長に選任することとし、この後の議事につきましては田尻分科会長をお願いしたいと思います。お席のほうにお移りいただき、進行をお願いいたします。

(田尻分科会長、分科会長席へ移動)

○田尻分科会長 東京国際大学の田尻でございます。ただいま分科会長に選任をいただきまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

ご承知のように、郵政民営化がスタートいたしまして既に3年半が経過いたしてございますが、いまだ郵政改革法案の成立のめども確かでないという状況に加えまして、今般の東日本大震災が重なり、日本郵政グループ並びに郵政3事業の将来は極めて懸念されるところでございます。そういう大事な時期でございますときに、当分科会が審議いたします事項は、国民の生活インフラでございます郵便のユニバーサルサービスをはじめといたしまして、民営化各社の事業にかかわるところが多々ございます。今後とも当分科会の役割というものが大変高くなるかと存じておりますが、委員の先生方のお知

恵をお借りしながら、この職務を全うしてまいりたいと存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

まず、私が分科会長として審議を主催できない場合の代行をお願いする分科会長代理を決めておきたいと存じます。分科会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第6項の規定により、分科会長が指名することになっておりますので、僭越ながら私から指名をさせていただきます。分科会長代理には、杉山委員（成城大学社会イノベーション学部教授）にぜひともお願いしたいと存じますが、お受けいただけますでしょうか。

○杉山委員 慎んで。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、杉山委員、分科会長代理席にお移りいただければ幸いです。

（杉山分科会長代理、分科会長代理席へ移動）

○田尻分科会長 では、杉山分科会長代理に一言ごあいさつをお願いいたします。

○杉山分科会長代理 ご指名をいただきましたので、心して務めたいと存じます。よろしく願いを申し上げます。

○田尻分科会長 では、本日の議事に入らせていただきます。

本日の案件は、報告事項2件でございます。

まず初めに、日本郵政グループの被災状況と被災者に対する支援の状況につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

○菊池企画課長 それでは、説明申し上げたいと思います。私、企画課の菊池と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、A3の横長の資料に沿いましてご説明申し上げたいと思います。

まず、被災状況でございますけれども、郵便関係でございます。東北3県で54支店と247集配センターがございます。初めての方は、集配センターというのはなかなか耳なれない言葉かとは思いますが、昔、特定局で集配活動をしていたところがございます。ただ、分社化に伴いまして局会社は窓口しかやらないということになりまして、そういう拠点には郵便の集配センターというものを置いてございます。そこが247センターあるということでございます。

被災3県でございますけれども、全壊が2支店、11集配センター、半壊が1支店、3集配センター、浸水被害が3支店と2集配センターということで、支店数合計で6支店、全体の11%、集配センターは16センターでございまして、全体の6.5%という被災状況になってございます。

ただ、郵便を届けなければいけないという設備でございますので、例えば陸前高田は全壊してしまったところではございますけれども、代替施設を借りまして3月18日から営業再開。あと、1階部分が大体被災しているケースが多うございますので、2階部分を使いまして営業を再開しているというのが3支店ございます。

続きまして、郵便局でございますけれども、被災3県で合計で1,103局ございます。3県の被災状況でございますけれども、全壊が58局、半壊13局、浸水被害が12局と、合計83局、全体の7.5%が被災を受けたということでございます。

そのほかの宿泊施設でございますが、かんぽの宿につきましては6施設、被災3県のほかにも大洗、潮来、喜連川等々が被災しまして営業停止。あと、メルパルク仙台につきましても営業停止という状況になってございます。

続きまして、運行状況でございますが、郵便関係につきましては、被災直後全体の拠点数の割合でございますけれども、被災直後は85%が営業再開にこぎつけたと。現在に至りましては96%の回復という状況になってございます。

ゆうパックにつきましては、3月28日に全面正常化に戻っている状況になってございます。

郵便局につきましては、被災後、2営業日後でございますけれども、71%が営業を開始。現在では90%まで回復している状況になってございます。

貯金・保険につきましては、ATMで代用してございますけれども、3月14日時点では613台、これは停電が相当多うございましたので、大きな数字になってございます。直近では126台が使用不能という状況でございます。

続きまして、右側の支援状況でございますけれども、まず郵便につきましては、避難所への配達を早々から開始しているということで、実績で申し上げますと、大体被災3県で750カ所避難所があるというふうに各県のホームページなんかを調べますとございます。そのうち岩手につきましては278、宮城408、福島66ということで、合計しますとほとんどの避難所につきましてはの配達を実施してきたという状況でございます。

2つ目でございますが、原発の関係でございます。20キロから30キロ圏内が現在屋内避難ということになってございますので、配達という屋外作業ができない状態になってございます。ということで、このエリアの中の郵便物につきましては、郡山支店にずっととめ置いておいたわけでございますけれども、やはり配達をしてほしいという強い希望もありましたので、30キロ周辺の支店なり集配センターまで転送を開始して、そこまでとりに来ていただくことになるんですが、そういうサービスを4月3日から実施したということでございます。

ただ、南相馬市でございますけれども、ここは20キロ、30キロ圏内に残っていらっしゃる住民の方々が多いということもあり、30キロ圏内ではございますけれども、原町支店を開きまして、これは郵便窓口だけでございますけれども、そこで交付事務を行ったと。これが4月4日からということになってございます。

あとの黒丸3つは、郵便法に絡みます非常取り扱いを行ってきたということでございます。

一番下の黒丸でございますけれども、寄附金を目的とします寄附金つきはがき、寄附金つき切手を発行する予定となっております。はがきにつきましては5円の寄附でございますので、2,800万枚発行全部売れますと約1億4,000万円、切手につきましては20円の寄附ということになっておりますので、7,000万枚全部売れますと14億円の寄附という状況になってございます。

続きまして、郵便局会社関係でございます。こちらは、どちらかというネットワークのバックアップということで、まずは移動郵便局15台を派遣したということで、4月19日までの累計でございますけれども、延べ372カ所でサービスを提供したと

いう内容になってございます。

臨時出張所につきましては、4月8日までの累積でございますけれども、31カ所で開設していると。あと、土日の臨時営業をして、大きなサービスは貯金の非常取り扱い、一時的な生活費を通帳なり印鑑をなくした方々に寄附するというようなサービスが多いと聞いてございますけれども、こういう形でネットワークのバックアップをしているということでございます。

続きまして、貯金・保険関係。今申し上げました非常取り扱いを順次行っているということでございます。貯金につきましては、これは15日現在でございますけれども1万9,500件、取り扱い金額で23億円、保険につきましては2,200件、取り扱い金額で約18億円の非常取り扱いをしたということでございます。

2つ目でございますけれども、年金等の支払い方法の弾力化ということで、これは4月15日が年金の支給日になってございます。そこに向けまして、通帳をなくされた方、あとは、現金払いの場合には通知書が届くことになってございますけれども、そういう方が例えば通知書が届かないとかいったときの弾力的に支払いをして滞りがないような形を整えたということでございます。

あとは、義援金につきましてはの無料送金サービスを3月14日から開始してございます。

その他はグループ全体の取り組みでございますけれども、1つ目が、内閣官房広報室が発行しております被災者向けの壁新聞というのがございます。いろいろな生活情報なり、あとは行政機関からのお知らせを書いたものでございます。これにつきましては、被災3県の郵便会社の支店、郵便局、かんぽの宿等々に掲載するという協力を今月の19日から行っているということでございます。

2つ目は、災害のときでございますけれども、かんぽの宿の松島、大洗につきましては、避難所ということで住民の方々を受け入れたということでございます。

3つ目は、これからの話でございますけれども、被災者の受け入れ施設ということで、かんぽの宿につきましては27施設、社宅につきましては96施設を郵政会社のほうから使ってくださいという提案を受けて、官邸のほうで取りまとめて、今、各地方団体のほうに提供されていると。そこでいろいろな条件をマッチングして、希望があればここに受け入れるということで貢献しているという内容でございます。

下から2つ目は、通信病院が仙台にございますので、そこで無料相談をしているということと、震災直後は1階ロビーを避難所として解放したということでございます。

最後の点は、持ち株、日本郵政でございます。あと、ゆうちょ銀行、かんぽ生命、それぞれ1億円の義援金を、12日だったと思っておりますけれども、発表したという内容でございます。

私からは以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

○古賀委員 被災状況の点について少し確認をさせていただきたいのですけれど、4月19日現在ということになってはいますが、郵便関係、郵便局関係、宿泊施設関係、それぞれ4月19日現在ではあるけれども、ほぼ確定ということで見ているのかということ

が1点です。

関連して2つ目は、郵便関係で、原発避難指示地域等を除くということになっております。原発避難指示地域にどれぐらいの拠点があるのか、おわかりであればお教えいただきたいと思います。

以上でございます。

○菊池企画課長 データについてはこれで確定でございます。避難地域につきましては、ちょっとお時間ください。

○古賀委員 はい。

○田尻分科会長 ほかにございませんでしょうか。

○加藤委員 1点いいですか。

○田尻分科会長 はい、どうぞ。

○加藤委員 まず、郵便局の109局はまだ復旧ができていないということですが、これについては最寄りの局のほうでカバーして対応されているのだと思いますが、その点の現状の確認と、109局については、この後、どういう方針なのか、現地で再開するのかということですね。

あと、南相馬、私、先々週行ってきたのですけれども、圏内に居住されている方たちに郵便物が来ていることについての通知等は、素朴にどういう手法で行っておられるのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○菊池企画課長 まず、109局でございますけれども、このほとんどは原発の30キロ圏内の話です。あとは、一部全壊してしまった局が含まれているという状況になってございます。

2点目の先ほどの転送サービスでございますけれども、こちらは福島県の地元メディアのほうに周知をいたしまして、テレビ、ラジオ等々で宣伝をしていただいた。最初は新聞記事にしてもらったんですけれども、新聞も配達されていないような状況だということで、メディアに宣伝をお願いしました。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 私からは、質問というよりも、私どもが体験している中から。民営化ということで宅配便会社がメール便を出していますが、今回の震災によって、かなりの日数がたってから宅配便会社は配達不能で戻ってくるという現象がある中で、郵便屋さんが自転車で配達しているという話をお聞きしました。私は本当に涙が出るほど、この郵政行政の信頼性というものが確保されているんだなということ、一層強く感じたんですが、3県の中におきましても、私たちが見ても絶対的に配達できる区域なのに、民間のメール便は戻ってきているということで、やはり、こういうところから国民の信頼性が得られるんじゃないかなと、思いを強くした感想を述べさせていただきたいと思います。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

私、私見を申し上げさせていただければ、緊急対応としては、今、大変評価される声もありましたように、十分な手を打たれたものと私も考えております。しかしながら、郵便だけではなくて、大事なのは貯金・保険関係でございまして、現在のユニバーサルサービスの範疇の外にあるということ、あるいは民営化後は、地方からむしろ資金を吸

い上げて、中央に集中する実質的な効果と申しますか、役割を果たしているにすぎないわけでありまして、こういうときこそ地方に還流する中長期的な取り組みというのを、いち早く日本郵政グループの金融2社は打ち出されるものと私は期待いたしてございます。

今、この罹災者に関する支援関係で、郵便関係がはがきや切手の発売ということで献金をされる努力はなさっていらっしゃるわけでありまして、かつてゆうちょ銀行の前身は国際ボランティア貯金で、大変な国民の心をお金に乗っけていくということに成功された会社であります。そういう歴史性から見ましても、こういうときこそ、やはりいち早くきちんとした人の心をとらえる商品開発を打ち出されるのが民営化の成果ではないかと考えておりますので、そういう意見もあったとぜひお伝えいただければと存じます。

では、ないようでございましたら次に移らせていただきますが、よろしゅうございませうでしょうか。

○吉田郵便課調査官 すいません、1点だけ。

最初にご質問いただきました原発の周辺区域のとじている郵便関係と郵便局関係ですけれども、郵便事業関係は11集配センターが今とじておりまして、郵便局は13郵便局、業務を停止しております。

以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

よろしゅうございませうでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきますが、この議題は、議事規則第9条第1項ただし書きの規定によりまして非公開とさせていただきますが、よろしゅうございませうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ご異存がなければ、そのようにさせていただきます。

傍聴者の方がおられましたら、ここまでとさせていただきますので、ご退室いただければと存じます。

ないようでございましたら、続けさせていただきます。

平成23年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金を東日本大震災に係る被災者支援事業に配分することにつきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○吉田郵便課調査官 郵便課の吉田でございます。よろしくお願いたします。

先ほど、企画課の菊池のほうから被災状況、被災者に対する支援全般の説明の中で、郵便関係で被災者の救助等を給付目的とする寄附金つきはがき、寄附金つき切手の発行というご紹介をさせていただきましたけれども、これは、まさに被災者支援を目的とした特殊切手でございますけれども、それに追加する形で今回報告させていただきます。

これは、今年、平成23年のお正月用に発売されました寄附金つきお年玉つき年賀はがきの寄附金の配分ということで、全体として4.6億円程度の配分額を郵便事業会社において申請公募して、それを審査しているところで、そもそもこれは来月あたり、昨年でございますと5月20日にこちらの審議会でご審議いただいた上で総務省が認可するというスケジュールで検討しておったものです。そのうち、今回の東日本大震災におけ

る被災者の救助ということの緊急性等を踏まえて、4.6億円のうちの1億円分を被災者救助のために配分するというので、改めて郵便事業会社のほうで今年4月7日から15日までの間、再公募して、今その審査のプロセスにございます。

審査結果については、当初の年賀状の寄附金の配分についての申請と一緒に、別途またこちらの審議会のほうで諮問、答申をお願いすることになりますけれども、今回はその中間報告ということで現状のご報告をさせていただきます。

申し上げましたとおり、年賀状の寄附金の配分のうち、今回は東日本大震災による被災者の救助を目的とする事業ということで改めて公募をして、その公募を4月15日で締め切ったものです。

現在の状況で、2ページ目になりますけれども、4月15日に公募を締め切って、現在審査中ということで、今月末に総務省のほうに認可申請がなされて、それが5月になるかと思えますけれども、こちらでまた審議いただくということになります。申請自体は45団体、寄附金申請総額9億2,004万円という現在の申請状況です。

これは、1ページ目に戻りますけれども、被災者の救助を行う営利を目的としない法人ということで、社会福祉法人、NPO法人等を対象にしてございます。寄附金総額1億円ということですので、これはまた別途諮問させていただきます。

あわせて、先ほどご紹介いたしました特殊切手のほうでございましてけれども、これは今後6月21日から8月26日までの予定で発売されるものです。これが先ほど申し上げましたとおり、切手とはがきそれぞれについて寄附金つきのを発売するというので、完売した場合、特殊切手関係で15億4,000万円ですので、今回のお年玉つき郵便はがきに付加された寄附金の関係で1億円ということに足しますと、あくまでも特殊切手が完売した場合の前提でございましてけれども、全体で16億4,000万円の寄附金総額になるということで、今回ご紹介させていただきます。

以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見ございましたら伺いたしますが、いかがでございましょうか。

1つ、私からお尋ねいたしますが、このお年玉つき寄附金つき郵便はがきの寄附金配分は、総額1億円としますと書いてございますが、これは今回の追加分が1億円ということであって、寄附金総額は幾らになっておりますか。

○吉田郵便課調査官 寄附金の総額は4.6億円になります。

○田尻分科会長 4.6億円のうちの1億円を別枠として重点的に配分をするという趣旨ですね。

○吉田郵便課調査官 はい。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この件についてもご異存がないものとして取り扱わせていただきます。

本日の議題は、これをもって終了いたしておりますが、委員の皆様から、この際何かご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局から何かご連絡ございますか。

○岡田情報流通行政局総務課課長補佐 ございません。

○田尻分科会長 それでは、本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、確定いたしましたら、また事務局からご連絡を申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会